

京丹後の美しい海を守るために4Rに取り組もう

①京丹後市の海岸のこと知ってる？

本市は、京都府の最北端に位置し、市の北側は日本海に面し、その海岸線の大半が、山陰海岸国立公園と丹後天橋立大江山国定公園に指定されています。また「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」における重点区域 49 海岸のうち 26 海岸が本市に存在し、鳴き砂で知られる琴引浜、約 8 kmにわたる北近畿一のロングビーチである小天橋～浜詰海岸など、市内の海岸には毎年多くの観光客が訪れています。

しかしながら、その一方で、各地の海岸には大量のごみが漂着しており、地元・ボランティアの協力を得ながら、人の手と重機を使用して回収を行っています。



**令和元年度には
約 250トンもの漂着ごみを
回収しました。**

※海岸漂着物等地域対策推進事業による回収分

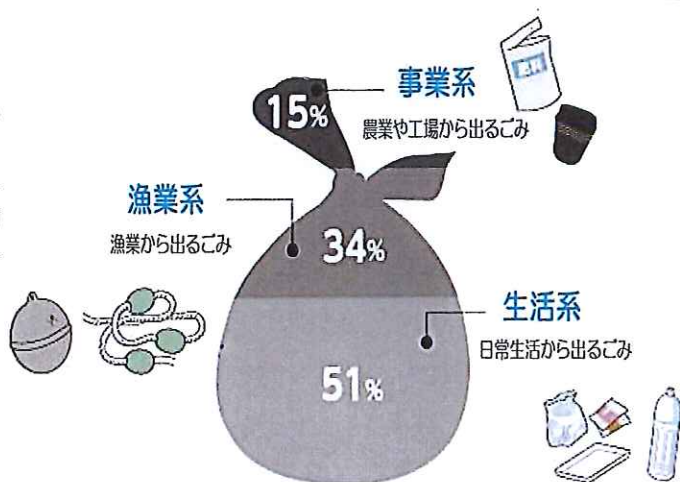


②漂着ごみはどんなものが多いの？

漂着ごみのうち、日常生活から出るごみが半分以上を占めています。

平成30年度に環境省が実施した漂着ごみのモニタリング調査(個数)によると、全ての地点で人工物(ペットボトルや容器包装プラスチックなど)が多く、10地点中7地点で9割を超えています。

漂着ごみには、私たちが
普段の生活の中で
使っているものがたくさんあります。



出典：環境省 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査統括検討会報告書（平成 21 年 3 月、平成 23 年 3 月）

③漂着ごみはどこから流れてくるの？



ごみを道路などにポイ捨てしたりすると、雨や風で飛ばされて、川を流れ、海岸に流れ着きます。

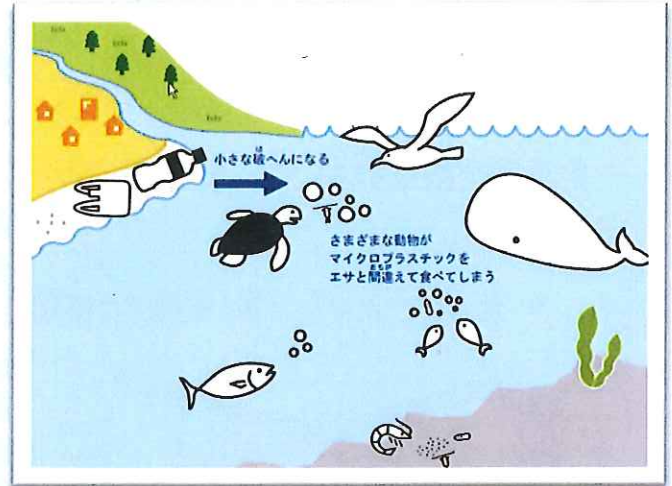
海の底に沈んでしまうものもあります。

出典：環境省平成 29 年度漂着ごみ対策総合検討業務海洋ごみ学習用教材 小中学生用

④漂着ごみはどんな問題があるの？

海に流れ出たごみにより・・・

- (1) **海の生き物への影響**
エサと間違えて、プラスチックごみを食べたり、ごみが体に絡まって動けなくなったりします。
- (2) **景観への影響**
ごみで美しい景観が損なわれます。
- (3) **安全な暮らしへの影響**
海辺では、ガラスの破片などでけがをする危険があります。
- (4) **漁業などへの影響**
ごみが網に絡んで破れたり、船の航行の邪魔になったりします。
- (5) **地域住民・自治体への影響**
ごみの回収と処理に、大変な手間とお金がかかります。



「マイクロプラスチック」って何？！

5 mm以下の小さなプラスチックのこと。海に流れ出たプラスチックが波や紫外線などで細かく砕かれ、マイクロプラスチックになる。魚などがエサと間違えて食べ、その魚を人間が食べることにより人体に与える影響が心配されている。

⑤京丹後の海を守るために私たちができることは？

できること① 4Rに取り組んで、ごみを減らそう！



リフューズ
Refuse

〈ごみになるものは断る〉

- レジ袋を断り、マイバックを利用しよう。
 - 過剰包装を断り、簡易包装にしてもらおう。
- ～買う前に本当に必要なものかを考えて～

リデュース
Reduce

〈工夫して、ごみを減らす〉

- 必要なものを必要な量だけ買うようにしよう。
 - 詰め替え商品を利用しよう。
- ～選び方ひとつでごみの減量に～



4R

リサイクル
Recycle

〈再び資源として利用する〉

- 再利用できるようにルールに従い、分別しよう。
- リサイクル製品を選ぼう。

リユース
Reuse

〈捨てずに繰り返し使う〉

- リサイクルショップを利用しよう。
- 壊れたら、修理して使おう。



できること② 外出先で出たごみは持ち帰ろう！

できること③ 学校や地域の清掃活動に参加しよう！

京丹後の美しい海を守るために
私たちにできることはたくさんあります。
日々の行動を少しずつ見直し、ごみを減らす工夫を!!



海岸だけでなく、
道路や河川のごみ
拾いも大切だよ。

可燃ごみ(燃やせるごみ)

週2回/可燃ごみステーション収集

収集日の朝8時までに可燃ごみステーションに出してください。

- * 指定ごみ袋(燃やせるごみ袋)をご使用ください。
- * ごみが散らばらないように袋の口をしっかりと結んで出してください。
- * **缶・ビン・スプレー缶・電池などは絶対に入れないでください。**



大 45ℓ	450円
小 30ℓ	300円
ミニ 20ℓ	200円
(各 10 枚入)	



台所ごみ

調理くず、貝殻、果物の皮
保冷剤、乾燥剤など



- 三角コーナー等を使用し、十分に水を切る。
- 安全に収集するため、竹串などの先がとがったものは、新聞紙等に包んで出す。

布・革・ゴム類

衣類、かばん、靴、長靴
ベルト、ぬいぐるみなど



- 金属部分は取り外す。
- ゴムホース等の長いものは 1m 程度に切って出す。

草・枝木

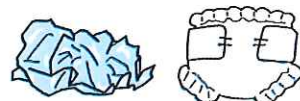
切り花、落ち葉、剪定くず
刈り草、角材など



- しっかり土を落す。
- 袋に入る長さに切る。

紙類

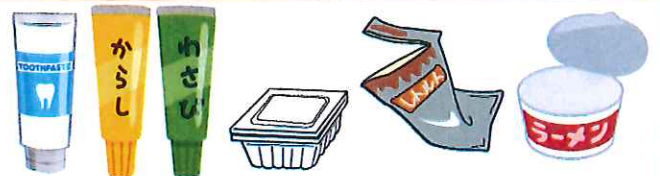
使用済みティッシュ
おむつ、たばこの吸殻など



- 紙おむつの汚物はできるだけ取り除く。

その他

汚れの落ちない容器包装
プラスチック類など



- 汚れがひどいものは、「可燃ごみ」へ
- すぐごとができるものは「容器包装プラ」へ

4R推進にご協力を!

新聞紙・雑誌・段ボール
紙パック・雑がみ



可燃ごみに混ぜて出さず、分けて古紙回収に出しましょう。(→詳細は9ページ)

天ぷら油(廃食用油)

バイオディーゼル燃料に再生する活動を行っている NPO 法人エコネット丹後(☎090-3940-3855)が設置する容器または京丹後大宮駅、夕日ヶ浦木津温泉駅、小天橋駅に設置されたケースに**ペットボトルなどのフタの外れない容器に入れて**出してください。

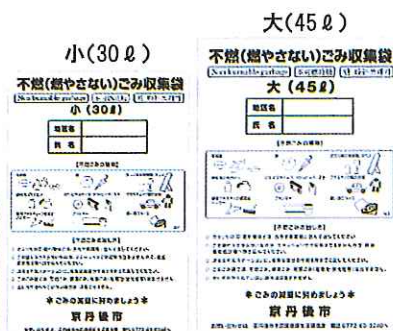


不燃ごみ(燃やさないごみ)

月1回／不燃ごみステーション収集

収集日の朝8時までに不燃ごみステーションに出してください。

- * 指定ごみ袋(燃やさないごみ袋)をご使用ください。
- * ごみが散らばらないように袋の口をしっかりと結んで出してください。



陶磁器・ガラス類

茶碗、皿、コップ、グラス、花瓶、植木鉢、鏡、化粧ビンなどの飲食用以外のビンなど



- 安全に収集するため、割れたものは新聞紙等に包んで出す。

クリーニングのハンガーも「不燃ごみ」

硬質プラスチック製品



- プランターの土は取り除いて

小型家電製品



※電池は抜いて

再資源化のため、使用済み小型家電製品は各市民局、地域公民館に設置する小型家電回収ボックス(投入口60cm×25cm、奥行き60cm)に入れてください。**無料**

金属類

鍋、やかん、フライパン、包丁、ハサミ、カミソリ、塗料スプレー缶など



- 安全に収集するため、包丁やハサミなどの鋭利なものは、新聞紙等に包んで出す。
- 塗料スプレー缶は、中身を出し切り、穴を開けて出す(塗料以外のスプレー缶、カセット式ボンベは「資源ごみ(空き缶)」へ)

金属製調理器具(鍋・やかん・フライパンなど)は再資源化のため、できる限り直接最終処分場に持ち込んでください。**有料**

その他



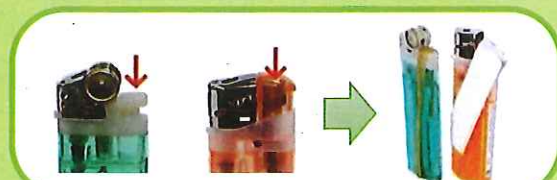
白熱電球・LED電球・点灯管

- ライターは中身を使い切り、ガスを抜いて出す。

ライターのガスの抜き方

1. 周囲に火の気がないことを確認する。
2. 操作レバーを押し下げる。
3. 輪ゴムやテープで、操作レバーを押し下げたまま固定する。
4. 「シュー」という音が聞こえれば、ガスが抜けている。

5. この状態のまま、風通しがよく火の気がない屋外に半日から1日放置する。
6. 確認のために着火操作をする。
7. 火が付かなければ、ガス抜きは完了。



(参考(一社)日本喫煙具協会HPより)

有害ごみ(乾電池・水銀を含むごみ)

月1回/有害ごみステーション収集

収集日の朝8時までに有害ごみステーションに出してください。

- * 割れないように、有害ごみステーションに配置された専用回収容器に入れてください。
- * **絶対に可燃ごみや不燃ごみとして出さないでください。**
- * **白熱電球・LED電球・点灯管(グロー球)は不燃ごみへ**



マンガン電池、アルカリ電池、ボタン電池、リチウム一次電池



水銀入り体温計・血圧計

小型充電電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)は電気店やスーパーなどのリサイクル協力店のリサイクルボックスをご利用ください。(下のマークが目印です)



ニカド電池 ニッケル水素電池 リチウムイオン電池

スプレー缶や電池などを出すときのお願い

中身が残っている、穴が開いていないスプレー缶やカセット式ボンベ、電池などが可燃ごみや不燃ごみに混入していると、ごみ収集車やごみ焼却場、埋め立て場での火災の原因になります。他の種類のごみへの混入は絶対にしないでください。



(消防防災博物館HPより)

ペットボトル

月2回/資源ごみステーション収集

収集日の朝8時までに資源ごみステーションに出してください。

- * 軽くすすぎ、資源ごみステーションに配置された専用回収容器に入れてください。



左のマークが付いたジュースや酒、調味料などの食料・飲料用のペットボトル



①キャップをはずす

(→キャップは「容器包装プラスチック」へ)



②軽くすすぐ



ラベルは取り外さず



つぶさず



※酒、しょうゆなどの調味料のフタは取り外し、「容器包装プラ」へ
 ※本体に残るプラスチック部分は、取れなければそのまま出してください。

空き缶

月2回／資源ごみステーション収集

収集日の朝8時までに資源ごみステーションに出してください。

* 軽くすすぎ、資源ごみステーションに配置された専用回収容器に入れてください。
(アルミ缶・スチール缶の分別は不要)



左のマークが付いたコーヒー・ジュース・ビールなどの食料・飲料用のアルミ缶



左のマークが付いたコーヒー・ジュース・粉ミルクなどの食料・飲料用のスチール缶

※ジャムや栄養ドリンク、缶詰などの金属製フタも「空き缶」へ



カセット式ボンベ
塗料以外のスプレー缶(整髪剤、制汗剤、殺虫剤などのスプレー缶)

注)必ず中身を使い切ってからガス抜きキャップ等を使用して**ガス**を抜き、穴を開けて出してください。
(※ガス抜きや穴を開ける作業は、必ず火の気のない風通しの良い屋外で行ってください。)

塗料以外のスプレー缶は使い切り穴を開けて「空き缶」

空きビン

月2回／資源ごみステーション収集

収集日の朝8時までに資源ごみステーションに出してください。

* 軽くすすぎ、資源ごみステーションに配置された専用回収容器に入れてください。

ジュースやビール、酒、調味料、ジャム、佃煮など食料・飲料用のビン

色別にそれぞれのコンテナに

※少しでも着色があれば、「その他色」へ



注)ビール瓶、一升瓶、牛乳瓶(リターナブル瓶)は、できるだけ販売店に引き取ってもらいましょう。

注)化粧品のビン、茶碗、皿、コップ、グラス等は「不燃ごみ」へ



容器包装プラスチック

月2回／資源ごみステーション収集

収集日の朝8時までに資源ごみステーションに出してください。

* 軽くすぎ、資源ごみステーションに配置された専用回収容器に入れてください。

容器包装プラスチックとは



左のマークが付いた商品の容器や包装に使用されていたもので、商品(中身)を取り出し、不要となったプラスチックのこと。

ボトル類

シャンプー・リンス
洗剤のボトルなど



※本体とフタは分けて

トレイ・パック類

肉・魚などのトレイ
卵・豆腐のパックなど



貼ってある値札やシールなど、はがせないものは、そのまま出す。

カップ類

カップ麺・プリン・ゼリーのカップなど

※紙容器は「可燃ごみ」へ



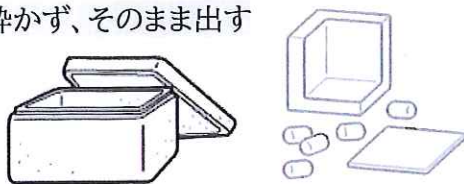
袋類

菓子・パン・野菜の袋
レジ袋など



発泡スチロール

砕かず、そのまま出す



その他

緩衝材(プチプチ)



ペットボトル
のキャップ



※梱包用ひも(PPバンド)
→「可燃ごみ」へ



①食品などの汚れが落ちないものは「可燃ごみ」へ



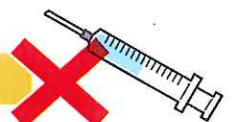
歯磨き粉・わさびチューブ、納豆・ラーメンなどの容器

②プラスチックでも製品本体は「不燃ごみ」へ



バケツ、保存容器、ハンガー、歯ブラシなど

③点滴のプラ容器や注射器等の医療系廃棄物は収集しません。(病院・薬局へ)



注意事項

処理施設に自己搬入するごみ

引っ越しなどで一時的に大量にごみが出る場合や指定袋に入らないごみがある場合は、分別ルールを守って、下記のごみ処理施設に直接持ち込んでください。

持込ルール: 複数の素材でできているものは、可能な範囲で「素材に応じて分別」してから持ち込む。

可燃性粗大ごみ



木製家具(※金具やガラス等は外して)、布団、じゅうたん

畳・解体ごみ (業者によるリフォーム等で出たものは受入れできません。)

畳(総排出枚数が5枚以上)、解体くず(軽トラ1台以上)を持ち込む場合は、現地確認が必要となりますので、事前に峰山クリーンセンター(☎0772-62-4626)までご連絡ください。



木製家具・角材・マットレス・ソファーなど

金具やガラス、スプリング等は外してから持ち込んでください。(持込サイズ: 長さ 1m 以内、太さ 20 cm 以内)



搬入先	峰山クリーンセンター (峰山町内記 908 番地)
電話番号	0772-62-4626
開設日時	月～土曜日 ※祝日も受け入れ(12月31日～1月3日は閉鎖) 午前9時から午後4時30分まで
処理手数料	20kgまで 220 円(10kg超過ごとに 110 円加算)

不燃性粗大ごみ



※灯油などの中身は空にして
※電池は抜いて

搬入先	開設日時 (午前9時から午後4時30分) (※祝日及び12月31日～1月3日は閉鎖)							電話番号
	月	火	水	木	金	土	日	
峰山最終処分場 (峰山町内記800番地)		○		○			第4	0772-62-3336
大宮最終処分場 (大宮町三坂 5 番地の 1)	○		○		○		第1	0772-64-4866
網野最終処分場 (網野町三津 378 番地の 1)		○	○		○		第3	0772-72-4755
久美浜最終処分場 (久美浜町 98 番地の 1)	○			○		○	第2・5	0772-82-0846
処理手数料: 20kgまで 220 円(10kg超過ごとに 110 円加算)								

古紙類

作業所・PTA などの古紙回収団体へ

金属等の異物は取り除き、種類ごとにヒモで縛って出す



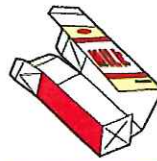
新聞・チラシ



雑誌



段ボール



紙パック



この表示証が目印

雑がみ

ご家庭で出る紙類のうち、新聞・チラシ、雑誌、段ボール、紙パック以外の、リサイクルできるにもかかわらず、ついごみ箱にポイと捨てられている雑多な紙のこと。

例

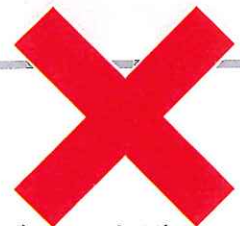
出せるもの

- ティッシュの箱(ビニールは可燃ごみ)
- お菓子・食品の外箱
- 包装紙・紙袋
- カレンダー(金属部分は不燃ごみ)
- パンフレット・カタログ
- 封筒・はがき
- ラップ・アルミホイルの箱、芯
- メモ用紙
- 紙製のファイル など



出せないもの

- 使用済みティッシュ
- 防水加工した紙
(紙コップ、紙製ヨーグルトの容器)
- 感熱紙(ファックス用紙、レシート)
- カーボン紙
- 写真
- 内側が銀色の紙パック
- 圧着はがき
など



- ①古紙回収団体を利用する。
※作業所・地域・PTAが行っています。
- ②民間古紙業者の回収拠点へ持ち込む。

紙袋などに
まとめて
入れて出す

可燃ごみ

市で収集・受け入れしないもの

処理が困難なもの

タイヤ・ホイール、廃油・農薬、
耐火金庫、ピアノ、ガスボンベ、
バッテリー、
給湯器(5号までは受け入れ可)、
医療系廃棄物 など



次のものは収集・受け入れできませんので、販売店または
取扱店にご相談ください。

家電リサイクル法

次のものは家電リサイクル法に基づいた処分が必要となります。

対象品目



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機



テレビ
(液晶、ブラウン管、プラズマ)



エアコン
(室外機含む)

処分する場合は

- ① 購入・買い替えをされた販売店に引き取ってもらう。
- ② 「家電リサイクル券」を添えて、製造業者が指定する場所に自己搬入する。

- * 家電リサイクル券は、郵便局でリサイクル費用を振り込むと発行されます。なお振り込む際に郵便局所定の振込手数料がかかります。
- * リサイクル料金は、メーカーによって異なります。詳細は家電リサイクル券センターへお問い合わせください。

家電リサイクル券センター

☎ 0120-319-640

受付時間:午前9時から午後6時(日・祝休)

HP:<https://www.rkc.aeha.or.jp/>

消火器

各家庭の消火器は、一般社団法人日本消火器工業会が販売代理店等と協力しリサイクルを行っています。

消火器リサイクル推進センター

☎ 03-5829-6773

受付時間:午前9時から正午/

午後1時~午後5時(土・日・祝休)

HP:<https://www.ferpc.jp/>



二輪車

自動車リサイクル促進センター

☎ 050-3000-0727

受付時間:午前9時30分から午後5時

(土・日・祝休)

HP:<https://www.jarc.or.jp/>



家庭用パソコンのリサイクル

各家庭から排出されるパソコンは、資源有効利用促進法に基づき、メーカー等が回収・資源化します。

対象品目



ノートパソコン

デスクトップパソコン(本体)

ディスプレイ(ブラウン管・液晶)

メーカー製のパソコン

各メーカーの「PCリサイクル受付窓口」へお申し込みください。

自作パソコン

輸入販売会社のパソコンなど

* 平成15年9月までに購入されたパソコンはリサイクル料金が必要です。

* 平成15年10月以降に購入されたパソコンはPCリサイクルマークが表示されており、リサイクル料金が購入時の料金に含まれています。



一般社団法人パソコン3R推進協会

☎ 03-5282-7685

受付時間:午前9時から正午

午後1時~午後5時(土・日・祝休)

HP:<http://www.pc3r.jp/>

不法投棄

不法投棄は犯罪です。

● **ごみをみだりに投棄すると罰せられます！**

みだりに捨てた場合、

個人では、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金

法人では、3億円以下の罰金

が課せられる場合があります。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条・32 条)



● **自分で出したごみは持ち帰り、処理しましょう！**

心無い人による不法投棄で美観や自然が壊されています。

空き缶や空きビン、たばこのポイ捨ても、もちろん不法投棄です。

自分で出したごみは持ち帰り、処理しましょう!!

野焼き

野焼きは禁止されています。

地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積焼却や簡易焼却炉による焼却行為は、近所の迷惑・ダイオキシンなどの有害物質の発生原因となり、原則的に禁止されています。

ごみは家や畑で焼却しないで、指定袋に入れてごみステーションに出すか処理施設に直接搬入するなど、適正に処理しましょう。

違法な野焼き行為をした場合、

個人では、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金

法人では、3億円以下の罰金

が課せられる場合があります。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条・32 条)



野焼き禁止 の例外

1. 焚き火、その他日常生活を営む上で通常行われるものであって軽微なもの。
(落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤーなど)
2. 農業・林業を営むためにやむを得ないもの。
(稲わら、田や畑の法面等の草の焼却など)
3. 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要なもの。
(どんど焼き、門松やしめ縄などの焼却など) など

注意: 例外となっても、住宅地に近い場所や風の強い日には行わないでください。
また、風向きや時間帯等に注意し、消火用水等を準備して、消火するまで目を離さないでください。